

総 発 第 3 5 5 号
令 和 4 年 3 月 7 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年2月25日付監発第68号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
都市デザイン課	<p>指摘事項</p> <p>○予算の執行及び事業の実施に重大な影響を与えたもの</p> <p>令和2年度酒田市駐車場事業特別会計決算について、歳入が歳出に対して2,773,415円不足が生じ、令和3年度歳入を繰上充用している。</p> <p>そのために令和3年度の酒田市駐車場事業特別会計補正予算を令和3年5月31日に専決して、必要な額を歳入歳出予算に編入している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により駐車場使用料収入が予算額より7,139,589円下回ったにもかかわらず、駐車場使用料収入の減少分を考慮しないで基金積立金を増額補正して14,671,000円予算執行したことが要因となっている。</p>	<p>複数の職員で、歳入が歳出に対して不足しないように決算見込額を精査しながら予算執行していく。</p>

	<p>繰上充用することは、歳入欠陥となることが明らかであるときの非常手段であり、やむを得ない決算手段として地方自治法で認められているが、今回の繰上充用は、歳入見込額を精査して予算を執行していれば避けられたものである。</p> <p>内部のチェック体制を構築し、今後同様の事態を生じさせないよう予算の執行管理を適正に行うこと。</p>	
--	--	--